

石巻市スポーツ少年団規程

第1章 総 則

第1条 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）定款第3章第6条に基づいて、石巻市スポーツ少年団（以下「本団」という）に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (4) スポーツ少年団の登録
- (5) スポーツ少年団交流及び大会の開催
- (6) スポーツ環境の整備促進
- (7) 個人及び団体の表彰
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第4条 本団は、前条の事業及び予算の作成に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、スポーツ協会理事会の承認を得るものとする。

第4章 組 織

第5条 本団は、次の構成員をもって組織する

- (1) スポーツ協会加入団
- (2) 本部長が委嘱する学識経験者 若干名
- (3) 本部長が委嘱する青少年関係団体 若干名
- (4) 本部長が認めた者
- (5) 事務局

第5章 役 員

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 常任委員長 1名
- (4) 常任副委員長 3名以内
- (5) 常任委員 若干名

第7条 本部長、副本部長、常任委員長、常任副委員長は常任委員会で選任する。

常任委員は、スポーツ協会加入団、学識経験者、青少年関係団体、事務局より選出する。

第8条 本部長は、本団を代表し業務を統括する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第6章 任 期

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。役員に欠員が生じたとき補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 常任委員会

第10条 常任委員会は、本部長、副本部長、常任委員長、常任副委員長、常任委員、事務局をもって組織する。

第11条 常任委員会は、本部長が招集し、常任委員長が議長となる。

第12条 常任委員会は、付議事項及び緊急を要する事項を処理する。

第8章 顧問及び参与

第13条 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は常任委員会で推薦し、本部長が委嘱する。

第9章 専 門 部 会

第14条 本団の円滑な運営を図るため専門部会を置くことができる。専門部会に関する規定は別に定める。

第10章 事 務 局

第15条 本団の事務は、スポーツ協会事務局において処理する。

第11章 本規程の変更

第16条 この規程は 常任委員会において、出席者の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

第12章 補 則

第17条 本規定に定める規定のほか、必要な細則は、常任委員会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年5月28日より施行する。
- 3 この規程は、特定非営利活動法人石巻市体育協会の設立をもって施行し、平成21年4月1日より適用する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、令和元年11月20日より施行する。
- 6 この規程は、令和2年6月16日より施行する。